

# 奈良工業高等専門学校寮生会会則

(昭和40年4月16日制定)

(平成27年10月8日改正)

## 第1章 総則

第1条 本会は、奈良工業高等専門学校寮生会（以下「本会」という。）と称する。

第2条 本会は、奈良工業高等専門学校の教育方針にのっとり、寮生の共同生活を自律的に運営しその活動を円滑に行うことを目的とする。

第3条 本会は、奈良工業高等専門学校の全寮生をもって組織する。

## 第2章 機関

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次の機関を置く。

- (1) 寮生総会
- (2) 執行委員会

## 第3章 役員

第5条 本会は、次の役員を置く。

- |              |    |
|--------------|----|
| (1) 会長（寮長）   | 1名 |
| (2) 副会長（副寮長） | 2名 |
| (3) 執行委員     | 5名 |
| (4) 会計       | 1名 |
| (5) 会計監査     | 1名 |

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を行うとともに議決執行の最高の責任を持ち、執行委員長を兼ねる。またいずれの会合にも出席発言できる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長の支障のあるときはその仕事を代行し、副執行委員長を兼ねる。
- (3) 執行委員は、寮生会の諸活動について企画立案し、これを寮生総会に提出し、議決された事項を執行する。
- (4) 会計は、寮生会の会計を所掌する。
- (5) 会計監査は、寮生会の会計の状況を監査する。他の役員を兼務することができない。

第7条 寮生会の役員を選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 会長（寮長）及び副会長（副寮長）は、全寮生の投票によって選出される。この場合の選挙は各棟各階の寮生の互選により、1名ずつ選出して構成される選挙管理委員会によって管理されなければならない。
- (2) 執行委員、会計及び会計監査は、会長が選考して寮生総会の承認を得なければならない。

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。ただし、再任を妨げない。

会長（寮長）、副会長（副寮長）、執行委員、会計及び会計監査の仕事は10月1日から翌年9月30日までの1か年とする。ただし、最高学年の委員の仕事の終期は2月28日までとする。

## 第4章 寮生総会

第9条 寮生総会は、議決機関であり、4月、10月に1回ずつ開く。ただし、会員の3分の1の要求のある場合には議長が臨時にこれを招集することができる。

第10条 寮生総会は、次の事項について審議議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 予算、決算の承認
- (3) 正副会長の不信任の決定
- (4) その他の重要事項

第11条 寮生総会の招集及び議題の告示は、開催の5日前に行わなければならない。ただし、緊急を要する場合の日限についてはこの限りではない。

第12条 寮生総会は、全寮生の4分の3の出席をもって成立し、その議決には出席者の過半数の同意を必要とする。

## 第5章 執行委員会

第13条 執行委員会は、正副会長及び執行委員をもって構成する。また、委員長は会長が兼ねる。

第14条 執行委員会は、必要に応じて開かれ、寮生会の諸活動に関する企画、事業計画及び執行計画について立案し、寮生総会に提出する。また、寮生総会で承認議決された事項を執行する機関である。

第15条 執行委員は、次の役割を分掌する。

- (1) レクリエーション 寮生のレクリエーション全般
- (2) 生活 寮の生活全般
- (3) 総務 各委員の調整・統括
- (4) 環境衛生 寮の環境整備, 自転車等の管理, 資源回収
- (5) メディア 共用パソコンの管理・運用, 寮行事の記録, 文集の編集
- (6) 特別(寮祭) 寮祭の計画・実行

第16条 執行委員の任務を助けるため, 部会を設けることができる。この場合は寮生総会の承認を得るものとする。

#### 第6章 月番

第17条 月番は輪番制とし, 寮生活において寮生総会及び学寮委員会で議決された事項を円滑に実施するために, 各階の代表として活動する。

第18条 月番における任務は次のとおりである。

- (1) 学寮委員会に陪席し, 指示事項を自階に伝達し, その実施を計る。
- (2) 担当階における諸問題, 意見等の集約を行う。
- (3) 担当階の共通部分の清掃作業を行う。

#### 第7章 会計

第19条 本会の運営に要する資金は, 会員よりの会費及びその他の寄付金をもって充てる。

第20条 本会の会費は, 寮生総会においてその額を決定する。

第21条 会計年度は, 4月1日に始まり, 翌年3月31日に終る。

#### 第8章 顧問

第22条 寮生会に対しては, 寮生指導に当たる寮務主事が顧問として指導に当たる。

第23条 顧問は, すべての会議の指導と助言を与えることができる。ただし, 議決権は持たない。

第24条 会議の招集及び開催についての事項は, 寮務主事に届け出る。また議決事項は, すべて寮務主事を経て, 学校長に届け出て, その承認を得て発効するものとする。

第25条 学校長は, 本会の最高顧問とする。

#### 附 則

1 この会則には, 必要に応じて細則をつくることができる。

2 この会則は, 昭和40年4月16日から施行する。

附 則(昭和47年12月18日)

この規則は, 昭和47年12月18日から施行する。

附 則(昭和58年4月1日)

この規則は, 昭和58年4月1日から施行する。

附 則(平成2年4月1日)

この規則は, 平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成9年4月1日)

この規則は, 平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成13年12月7日)

この規則は, 平成13年12月7日から施行し, 平成13年6月1日から適用する。

附 則(平成18年4月1日)

この規則は, 平成18年4月1日から施行し, 平成18年6月22日から適用する。

附 則(平成27年10月8日)

この規則は, 平成27年10月8日から施行し, 平成25年4月1日から適用する。